

○盛岡・紫波地区環境施設組合公告式条例

昭和43年3月30日条例第3号

改正 昭和60年2月22日条例第2号

平成4年4月1日条例第5号（題名改称）

平成27年4月27日条例第1号

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項の規定に基づき、盛岡・紫波地区環境施設組合（以下「組合」という。）の公告式に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（条例及び規則の公布）

第2条 組合の条例及び規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に組合管理者が署名しなければならない。

2 条例及び規則は、次の場所に掲示してこれを行なう。

（1） 盛岡市内丸12番2号

（2） 紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

（3） 紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

（その他の規程に関する準用）

第3条 前条の規定は、組合の定める規程その他組合議会の規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。ただし、法令その他組合の条例で別に定めがあるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年3月23日から適用する。

附 則（昭和60年2月22日条例第2号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日条例第5号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月27日条例第1号）

この条例は、平成27年5月7日から施行する。